第４回　南島原市下水道使用料等審議会次第（会議録）

日時：令和７年１月２８日（火）

　　　午後１時３０分～午後３時

会場：西有家庁舎　３階大会議室

１　開会

水道総務課長から開会のことば

２　議事

会長が次第に沿って、司会進行

|  |  |
| --- | --- |
| 〔会長〕 | ・１）【第１～３回審議会内容の確認について】について、事務局より説明をお願いする。 |
| 〔水道総務班長〕 | （第４回審議会資料１ページから３ページを説明） |
| 〔会長〕 | ・意見やご質問はあるか。無いならば次に移る。  ・次に、資料４ページの【本日の審議の目的】と、【３．料金体系の検討手順と論点】までの説明をお願いする。 |
| 〔水道総務班長〕 | （第４回審議会資料４ページから５ページを説明） |
| 〔会長〕 | ・意見やご質問はあるか。 |
| 〔委員〕 | ・４ページの固定的経費と変動的経費とは、どのようなものか。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・固定的経費とは、使用水量や使用者の多寡に関係なく固定的に必要とされる経費で、資本費、委託費、人件費などが含まれる。また変動的経費とは、使用水量の多寡に応じて変動する経費で、動力費や薬品費などが含まれる。 |
| 〔委員〕 | ・今後の料金体系を統一するということだが、どれかに統一するというよりも、ゼロからのスタートという考え方で、一から作り上げる方法がシンプルでいいと思う。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・これまでの料金体系を使用した場合、口之津・南有馬の公共下水道に統一した場合は、西有家農集の多くの水準で使用料が増加し、西有家農集に合わせると全体の料金収入が10％以上減少するため、下水道事業の経営が難しくなるなど、少し問題がある。  ・事務局としては、これまでの料金体系を参考とせずに、新たな新料金体系を作成してみてはどうかと考える。 |
| 〔会長〕 | ・次に、４）【料金体系の検討結果】について説明をお願いする。 |
| 〔水道総務班長〕 | （第４回審議会資料５ページから９ページを説明） |
| 〔会長〕 | ・意見やご質問あるか。 |
| 〔委員〕 | ・私の家族は少人数で使用料も少ない、料金体系案⑤の50％：50％がいいと思う。 |
| 〔委員〕 | ・私も基本料金が２段階に賛成。  ・老人の一人暮らしは多いし、これからも多くなると思う。年金だけで暮らしている人もとても多い。  ・質問だが、９ページの料金体系案⑤の深江のコミュニティ・プラントの100㎥の人は、何件ぐらいか。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・月に100㎥の使用者は１件のみで、介護施設。  ・一般家庭は、20㎥、10㎥というのが大半。 |
| 〔会長〕 | ・その他、あるか。 |
| 〔委員〕 | ・私も、料金体系案⑤の基本料金は２段階で超過料金は定額がいい。 |
| 〔委員〕 | ・私も、料金体系案⑤の基本料金は２段階で超過料金は定額でいい。 |
| 〔会長〕 | その他、どうか。 |
| 〔委員〕 | ・料金体系案④と料金体系案⑤の場合で、調定額の現状との差は。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・資料９ページの中ほどにあるように、現状維持と改定案の差はほとんどない。 |
| 〔会長〕 | ・今のところ料金体系案⑤の基本料金は２段階で超過料金は定額という意見だが、他に意見はあるか。 |
| 〔委員〕 | ・今回の改定は、平準化が目的。超過料金を定額とするということは、私も支持をしたい。事務局案の料金体系案⑤の案で妥当と思う。 |
| 〔会長〕 | ・みなさんの意見は大体出たようだ。  ・審議会では、料金体系案⑤の固定/変動のバランス調整あり（50％：50％）の『基本料金は２段階で超過料金は定額』ということで決定する。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・承知した。 |
| 〔会長〕 | ・次に、５）【受益者負担金について】、事務局より説明をお願いする。 |
| 〔水道総務班長〕 | （第４回審議会資料１０ページから１１ページを説明） |
| 〔会長〕 | ・意見や質問はあるか。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・深江のコミュニティ・プラントは、受益者負担金を取っていなかったが、今後は統一ということで15万円を徴収することになる。 |
| 〔環境水道部長〕 | ・間違いがあるので訂正する。  ・コミュニティ・プラントについては、雲仙普賢岳の災害の時に集団移転で今の大野木場地区に出来上がったところ、その時に整備が100％終わっている。  ・受益者負担金は取らないということで確約をされている。今後も取ることはない。整備は終わっているので供用開始をするところはない。コミュニティ・プラントについては取れないということになる。  ・先ほど説明が抜けていたが、コミュニティ・プラントは一般会計の税金で賄っているので、負担金を取っていない。  ・下水道（公共下水道、農集、特環）の方は、企業会計の下水道事業会計でやっているので受益者負担金が発生することになる。これは法律により決められているので、取ることになる。 |
| 〔会長〕 | ・先ほど部長から説明があったが、公共下水道と農集については15万円に合わせるということ。そして深江にコミュニティ・プラントについては、今後も取らない。 |
| 〔委員〕 | ・農集としては、過去、共用開始後の時はもっと安かった。しかし色々あって現在の金額となった。慈恩寺・見岳地区としては、15万円に安くなった方が加入率も増えると思う。事務局の提案通り15万円でいいと思う。 |
| 〔会長〕 | ・集約すると、公共下水道と西有家農集の受益者負担金は、15万円ということで決定したい。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・１点確認したい。  ・受益者負担金については、支払方法も、口之津・南有馬の公共下水道と西有家農集では違いがある。現在、口之津・南有馬の公共下水道は、分割払いが年４回の２年に渡って計８回で払っていて、西有家農集は、１年を３回に分けて３年で支払っている。  ・今後は、口之津・南有馬の公共下水道に合わせて、年４回の２年の計８回で支払うという統一でいいか。 |
| 〔会長〕 | ・支払い方法の統一ということで、そちらも口之津・南有馬の公共下水道に合わせるということでいいか。 |
| 〔委員〕 | （異議なしの声） |
| 〔環境水道部長〕 | ・今日は額だけ示させてもらった。  ・先ほど事務局からの説明で詳細なところは、今日全て出すことは出来ないので、次回もう一度詳細なところを出すので決めていただきたい。 |
| 〔会長〕 | ・今日は受益者負担金を15万円という額だけ決めて、次回の審議会で詳細を話していくことにしたい。 |
| 〔会長〕 | ・以上をもって、本日の議題を終了する。 |

３　今後の予定

|  |  |
| --- | --- |
| 〔水道総務課長〕 | ・次回の審議会の日程。  　令和７年２月２１日（金）　午後２時から  　場所　南有馬衛生センター内　し尿処理棟２階会議室  ・正式には文書にてご案内する。 |

４　閉会

|  |  |
| --- | --- |
| 〔水道総務課長〕 | ・第４回　南島原市下水道使用料等審議会を閉会。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１５時１０分終了）